

鳥取県障がい者プランの改訂について

令和 8 年 3 月 1 7 日 障がい福祉課

1 鳥取県障がい者プランの概要

○本県では、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一括して、「鳥取県障がい者プラン」として規定している。

- ・障がい者計画：各分野の障がい関連施策の基本的な事項や理念を規定（9 年毎に見直し）
- ・障がい福祉計画：障害福祉サービスのうち、障がい者に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3 年毎に見直し）
- ・障がい児福祉計画：障害福祉サービス等のうち、障がい児に係るサービス見込量や提供体制等を規定（3 年毎に見直し）

○現行プランは令和 6 年度から令和 14 年度までの 9 年間とし、そのうち障がい者計画は令和 6 年度から 14 年度までの 9 年間を見据えた施策の方向性を規定している。また、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和 6 年度から令和 8 年度の 3 年間の目標にサービス見込量等を規定しており、令和 8 年度が終期であるため、令和 8 年度中に改訂に向けて検討が必要である。

※なお、障がい者計画は計画期間が長いことから、社会情勢等の動向を踏まえながら、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の見直し時期に合わせ、必要に応じ見直しを実施している。

2 見直しのポイント（国基本指針案より）

国基本指針（市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針）が改訂され、以下の成果目標等が新規に盛り込まれる予定である。直近の動向や本県における実情等も踏まえ、鳥取県障がい者プランの改訂について、検討していく。※国基本指針の詳細は、参考資料 3 を参照

（1）成果目標（新規のもの）

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・【新】精神病床への 30 日以上の上再入院率：退院後 90 日時点 10.3%以下、退院後 180 日時点 17.4%以下、退院後 365 日時点 25.7%以下

- ・【新】心のサポーター数：令和 15 年度末までに 100 万人以上

- ・【新】K 6 により住民のこころの状態を把握

○福祉施設から一般就労への移行等

- ・【新】協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和 11 年度の就労選択支援利用者を 82,000 人以上

○障害児支援の提供体制の整備等

- ・【新】4 つの中核機能確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域
- ・【新】障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域
- ・【新】強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域相談支援体制の充実・強化等

○相談支援体制の充実・強化等

- ・【新】相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和 11 年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする

○障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・【新】人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- ・【新】生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・【新】各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度 1 回）を 100%とする

（2）活動指標（新規のもの）

○施設入所者の地域生活への移行等（都道府県・市町村）

- ・【新】施設における居室の個室化等の取組状況
- ・【新】意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（都道府県・市町村）

- ・【新】心のサポーター養成研修実施回数
- ・【新】精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

- ・【新】精神障害者の短期入所の利用者数【新規】
- 【新規】高次脳機能障害者に対する支援（都道府県）
 - ・【新】高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数
 - ・【新】高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数
 - ・【新】高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数
 - ・【新】高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数
 - ・【新】高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- 相談支援体制の充実・強化等（都道府県）
 - ・【新】都道府県における相談支援の体制整備の取組
- 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上（都道府県）
 - ・【新】都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数
 - ・【新】指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合

3 鳥取県障がい者プラン改訂のスケジュール ※現時点の見込みで、変更の可能性あり。

障害者施策推進協議会及び地域自立支援協議会をはじめ、様々な機会において、障がい当事者や関係機関等の方々のご意見を伺いながら、プランの改訂を進めていく。項目（内容）によっては、並行して各部会等において検討予定。

- ・令和8年6月頃 第1回地域自立支援協議会（本会）・障害者施策推進協議会で方向性等の検討
- ・令和8年10月頃 第2回地域自立支援協議会（本会）・障害者施策推進協議会で改訂プラン素案の検討
- ・令和8年11月頃 パブリックコメント実施
- ・令和9年1月頃 第3回地域自立支援協議会（本会）・障害者施策推進協議会で、パブリックコメントを踏まえたプラン最終案の検討
- ・令和9年4月 改訂障がい者プラン施行